

第5次亀山市男女共同参画基本計画(骨子案) に対する意見への回答

【個別意見】

整理番号	該当ページ	項目	意見	回答
1		全体	男女共同参画については、国の施策等を踏まえた表現であると考えられる一方、性別による役割分担を前提としない価値観や、多様な性のあり方など、社会を取り巻く環境や意識は変化している。計画期間中においても国の施策や社会情勢の変化を注視し、必要に応じて「男女共同参画」という言葉やその概念についても見直すことを視野に入れるべきである。	御指摘のとおり、「男女共同参画」という言葉やその背景にある概念は、社会情勢や人権意識の変化とともに柔軟に捉えていくべきものと認識しております。一方、国・県の動向や性の多様性などについて、様々な表現が使われており、そういった動向にも留意しながら、計画本案において、適切な表現を使用してまいります。
2		計画の名称	男女共同参画は、性別が男と女しかないように狭い意味にイメージされるのでそろそろ変えてはどうか。	御指摘のように「男女共同参画」という表現だけでは現在の多様な性別やその多様性に関する考え方の表現としては不十分な面はありと認識しております。しかしながら、「男女共同参画基本計画」という表現につきましては、関係法令や国・県計画との整合性の観点から、現時点では計画名称として維持する必要があると考えております。御指摘の趣旨も理解いたしますことから、何らかの工夫についても計画本案の策定において検討してまいります。
3	3	第1章 計画の策定にあたって 3 計画期間	計画期間を第4次の5年間から10年間に延ばす一方、「必要に応じて見直しを行います」との記述にとどまり、中間見直しの時期と方法が示されていない。国の基本計画はおおむね5年で改定されており、社会情勢の変化が大きい分野でもある。5年目に中間見直しを行うことを計画本文に明記されたい。	計画期間については10年間としていますが、骨子案においても中間見直しを行う前提で、その時期も御指摘のように考えております。しかしながら、表記が分かりにくい面もありますことから、御趣旨を踏まえ、計画本案において、より明確な表記となるよう見直しを行います。

第5次亀山市男女共同参画基本計画(骨子案) に対する意見への回答

【個別意見】

整理番号	該当ページ	項目	意見	回答
4	5 21	第2章 男女共同参画を取り巻く状況 1 国の主な動向 5 第4次計画の達成状況及び新旧比較表	市の女性管理職の割合は38.2%、男性職員の育児休業取得率は83.3%と、市役所内の取組は前進している。一方で、旧計画にあった「市役所内における取組」が新しい体系から削除されている。市役所は市内有数の事業所であり、率先して示す立場を体系に残されたい。また、令和8年の女性活躍推進法改正により従業員101人以上の企業に男女間賃金差異等の公表が義務化されたことを踏まえ、市が市内事業所にどう働きかけるのかを記述されたい。	第5次計画においても、行政の率先行動は重要と考えております。施策体系図を整理する中で、様々な施策の中にそれぞれの趣旨を踏まえた行政の率先行動に関する施策等を位置付ける方向で整理をしております。
5	6	第2章 男女共同参画を取り巻く状況 2 県の主な動向	県の制度が県の動向として紹介されるにとどまり、市としてどう受け止めるのかが記載されていない。制度の是非を論じる前に、市営住宅の入居申込みや各種手続など、市の窓口・サービスで県の宣誓証明をどう扱うのかを整理し、計画に記述されたい。	御指摘の箇所を含む「第2章 男女共同参画を取り巻く状況 2 県の主な動向」については、主に計画に関する外的な環境の状況の整理のうち、本市を含む三重県における状況の整理をしております。そうした県の動向を含めた本市の対応や課題等については、関連する施策に中での記述を予定しております。
6	20	第2章 男女共同参画を取り巻く状況 5 第4次計画の達成状況	基本目標1に属する指標は令和7年度時点で5項目中0項目の達成となっている。「男女共同参画社会」の認知度は現状値55.6%に対しR7実績54.0%と、むしろ下がっている。総括に「おおむね着実に推進することができました」とあるが、意識づくりの分野については率直に届いていないと受け止めるべきである。次期の指標は、講座やイベントの開催回数ではなく、これまで関わりのなかった層にどれだけ届いたかで設定されたい。	各基本目標の達成状況の判断については、各目標値の達成状況だけでなく、取組状況なども含めた定性的な評価として実施しています。しかしながら、各目標値についても重要な判断要素の一つとなりますことから、御指摘も踏まえ、総括評価の再確認を行います。 また、第5次計画の指標等については、現在検討を行っており、御意見の趣旨にも留意しながら適切な指標設定となるよう、検討いたします。

第5次亀山市男女共同参画基本計画(骨子案) に対する意見への回答

【個別意見】

整理番号	該当ページ	項目	意見	回答
7	21 25	第2章 男女共同参画を取り巻く状況 5 第4次計画の達成状況 第3章 本計画の目指す方向 3 計画の体系 【基本目標】 2 ジェンダーギャップ解消と女性活躍の推進 【基本施策】 4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	各種審議会等における女性登用率は35.9%（目標40%）、市内全単位自治会長に占める女性の割合は8.43%にとどまる。特に地域の役員は、担い手不足の中で「女性を増やす」という掛け声だけでは進まない。充て職の見直しや会議の開催時間帯など、参画しやすくするための具体策を施策の方向性に位置付けられたい。	女性の参画拡大に当たっては、「増やす」という呼び掛けに加え、参画しやすい環境整備や仕組みの見直しが重要であるため、充て職の考え方、会議時間帯・運営方法の工夫等、参画の障壁を下げる取組の方向性について、関連する施策の中での記述を計画本案に向けて検討してまいります。
8	25	第3章 本計画の目指す方向 3 計画の体系 【基本目標】 1 男女の人権尊重と多様性保証の推進 【基本施策】 1 男女の人権尊重と多様性理解への意識づくりと支援の充実 【施策の方向性】 (3) アンコンシャス・バイアスの解消	今尚残る性別による役割分担意識や無意識の思い込みを、単なる啓発に終わらせるのではなく、地域や行政の仕組みそのものを変えるような視点が必要であり、計画に盛り込むべきである。	無意識の思い込みへの対応の啓発にとどめず、地域や行政の仕組みの点検・見直しにつなげる視点が必要であるという御意見を踏まえ、アンコンシャス・バイアスの解消については、研修・周知等に加え、募集・審議会運営・各種様式や表現等の点検など、仕組みに働きかける観点を含め、最終案に向けて検討してまいります。

第5次亀山市男女共同参画基本計画(骨子案) に対する意見への回答

【個別意見】

整理番号	該当ページ	項目	意見	回答
9	25	第3章 本計画の目指す方向 3 計画の体系 【基本目標】 1 男女の人権尊重と多様性保証の推進 【基本施策】 2 暴力・ハラスメントの根絶と被害者支援 【施策の方向性】 (3) 困難な問題を抱える女性等への支援	令和6年4月施行の女性支援新法により今回計画に位置付けられたと認識しているが、相談窓口の設置にとどまらず様々な機関(福祉や子育て支援、教育等)につなぐ体制を計画に盛り込む必要がある。	御指摘のとおり、女性支援新法の趣旨からも、相談窓口の設置に加えて、福祉・子育て支援・教育・医療等の関係機関につなぐ支援体制が重要であると認識しております。引き続き必要な支援が適切に届けられるよう、関連する施策の中での記述を最終案に向けて検討してまいります。
10	25	第3章 本計画の目指す方向 3 計画の体系 【基本目標】 2 ジェンダーギャップ解消と女性活躍の推進	重点項目や基本目標にジェンダーギャップの解消が入ったのは大きな変更点であると考えるが、男女の格差をどの分野で把握し、何を改善するのか具体的に踏み込んだ記述が必要である。	御指摘のとおり、ジェンダーギャップ解消をどう言った分野でどのように対応していくのかを示す必要はあると考えており、計画本案でお示しする各施策や指標設定において、適切に推進できるよう、検討してまいります。
11	25	第3章 本計画の目指す方向 3 計画の体系 【基本目標】 3 誰もがウェルビーイングを感じられる男女共同参画の推進 【基本施策】 8 ジェンダーの視点を踏まえた防災・減災体制の確立	防災会議や避難所運営への女性の参画、女性の視点の備蓄品など具体的な取組を計画に加えるべきである。	御指摘のとおり、防災に関する政策・方針決定過程において女性の参画や、避難所運営や備蓄等に関しては多様な視点の反映が重要であると認識しておりますことから、計画本案において具体的な取組を検討してまいります。